

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻95号 98/5 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救 援 会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

公判日程 1998年7月17日(金)AM10:15~

結審(神戸地裁204号法廷)

最終準備書を提出、七月に結審 被告側書面は原告主張の追認に終る

市芦救援会事務局

去る五月二日、神戸地裁で第一三回公判が開かれました。四月下旬に双方から最終準備書面が提出され、当日さらに反論の準備書面が提出されました。四年余を経て結審を迎える予定でしたが、今春に裁判所の陪席二名が異動になったことから、結審は七月一七日に延期となりました。

最終準備書面については、既に公平審で争点を整理した書面を提出しているため、今回は「指導員への身分変更」に関する土屋意見書と、類似判例である高知地裁判例の評価を中心にして被告の裁量権の逸脱とその濫用を明らかにしました。

被告側は、本件処分の必要性・合理性について、原告の異動後の再配転を列挙するだけであり、「教育改革による人員配置」政策と不当労働行為性を自ら告白するものでした。市教委の土屋意見書への反論書も、芦屋市の指導員の実態が異常と指摘された点に反論できないどころか、むしろ意見書内容を追認するものでしかありません。

さらに被告は異職種への転職についての主張を裏付けようとした書証(文部省松川氏の判例紹介コメント)を提出しました。これはむしろ「異動手続き」「本人同意」「異動の必要性・合理性」等について本件処分こそが裁量権の逸脱・濫用のケースであることを示す資料であることを原告準備書面一四で明らかにしました。

今秋にも判決が出る大詰めを迎えました。勝利判決をかちとるべく皆様方の一層のご支援をよろしくお願い申し上げます。

も／く／じ

最終準備書面

準備書面(13).....	原告・弁護団.....2
準備書面(8).....	被告・弁護団.....9
準備書面(14).....	原告・弁護団.....14
土屋意見書を追認しただけの市教委反論書.....	救援会事務局.....8

一九九八年(平成一〇年)四月二二日

準備書面(一二)

原告・弁護士

平成七年(行ウ)第一一〇号
懲戒処分等取消請求事件

原告 鈴木紀之他
被告 芦屋市教育委員会

右原告ら代理人 弁護士 村田 喬
弁護士 在間 秀和

神戸地方裁判所
第六民事部 御中

記

第一 本件各処分の違法・不当性 についての原告の主張

一 本件については、いずれも本訴に至る前に芦屋市公平委員会において長期間にわたる詳細な証拠調べが行われており、その結果の全ては本訴においても証拠として取り調べられているところである。原告らは、右の公平

委員会における審理において、本件各処分のいずれについても、その違法・不当性は十分に明らかにされたことを確信するものである。

甲第三九五号証は、芦屋市公平委員会における審理を踏まえた最終準備書面であるが、基本的に、原告らの主張の内容は、右準備書面に記載したとおりであり、また、本訴における従前の原告らの各準備書面において記載したとおりである。

本書面においては、右準備書面以降、被告において新たに主張された事実に対する反論等について、補足的に主張する。

二 原告石橋に対する 処分理由について

1 被告は、その準備書面(八)(平成九年一月二八日付)の第三、二項において、原告石橋に対する処分理由として次のように主張する。

「(原告の主張は)原告石橋を上宮川文化センターにおける学力促進学級の専任指導者と

して本件転任処分が行われたとの理解に基づくものであるが、これは全くの誤解である。」
〔本件配転は〕原告を専任指導者として為されたものでない。即ち、被告は、本訴に至って、原告石橋の配転は「専任指導者としてなされたものではない」と断言するに至ったのである。

右の重要な点については、被告は従前は次のように主張していた。

まず、被告は、本件処分の理由として、芦屋市公平委員会昭和六二年(不)第五号事件における答弁書(昭和六二年六月二二日付)(乙A第九九号証)において次のように主張していた。「芦屋市及び同市教育委員会はかねてより芦屋市立上宮川文化センターでの学力促進学級の運営につき従来の市内公立学校教員の自由参加指導方式を専任者指導方式に改善し、同学級の充実を図ることを考えていた。そこで、芦屋市及び同市教育委員会は、理数系教科の指導等を含む同学級の充実を期待して、教職経験が豊かで、しかも理科のほか同学級で数学の指導経験もある申立人に、指導員として芦屋市教育委員会指導部同和教育課勤務を命じるとともに、市長事務部局所管の同和対策部上宮川文化センターに併任し、あわせて過員の解消を図ったのである。」

更にまた、本件処分当時の被告管理部長であった小林は、原告石橋の処分理由について

次のように証言している。「石橋先生は上宮川文化センターのほうに、これは同和教育課、事務局の同和教育課勤務ということで、市長部局の方に出向という形で行ってもらっているわけですけども、上宮川文化センターのほうで学力促進学級につきまして、この学力促進学級につきましては、そのあり方等について各学校から先生が行っておられたという状況で、正式な名称ではありませんけれども、各学校から参加するという方式であったものを、そうではなく、専任の先生を置いてそこでカリキュラムを組んでもらって、専属的に学力促進学級の業務に従事するということのほうがいいんではないかというぐあいに考えておりましたので、その辺で石橋先生に、理数系の先生ですけれども、行ってもらったと。文科系よりも、特に理数系の基礎学力を、もちろん国語の先生なんかも行っておられるわけですけども、特に理数系の先生ということで配置しました。」(乙A二四号証三三頁)

右の主張及び公平委員会における証言から明らかなように、被告は、右原告を同学級における「専任指導者」として配置したと主張していたことは明らかであるところであった。ところが、公平委員会における審理において、現実には同原告は「専任指導者」として配転されたのではなく、単純事務作業に従事させられていたことが明らかにされると、次

は、右準備書面の記載のとおり、臆面もなく「原告を専任指導者として本件転任処分が行われたとの理解は誤解である」と主張するに至るのである。

現職の高校教員である同原告を配転するに当たって、「専任指導者」として配転したのか否かという点は、同原告に対する配転の可否を検討する上では、極めて重要な事実である。こうした事実について、厚顔無恥にも右のとおりあからさまな便宜的な主張をなすことは、許されるべきではない。

右の点は、原告吉岡についても全く同様であるが、同原告らに対する配転理由が如何に合理的根拠を欠くものであるかを端的に示している。そして、同時に本件処分全体が如何に恣意的になされたかを象徴的に示すものである。

第二 「指導員」としての配転の 違法性について

一 本件各処分のうち、原告森村、同滝山、同小川、同麻田、同石橋、同吉岡、及び同深沢に対しては、「指導員」という身分への変更を命じる処分をなしたものであるが、その違法・不当性に関しても、甲第三九五号証において主張してきたとおりである。本訴において、右の点について神戸大学土屋教授の意見書(甲第三九六号証)が提出されており、同意見書に

関連して以下補足的に主張する。

二 「指導員」への身分変更の 違法・不当性について

1 市立高校の現職の教員から「指導員」という事務吏員への身分変更(不意転)という処分の違法・不当性については、既に本訴に先立つ芦屋市公平委員会における審理において原告らより提出した季刊教育法一〇五号(甲第三九一号証)に掲載されている鼎談により十分に明らかにされているところである。この鼎談に加わっておられる、兼子仁教授、神田修教授そして土屋基規教授は、いずれも著名な教育法学における専門的研究者である。こうした専門家が、一致して、本件の如き「指導員」への不意転について、明らかに裁量権の逸脱として、違法・不当であることを指摘しておられるのである。

2 更に本訴においては、右の三教授のうち、神戸大学発達科学部の土屋教授が、本件芦屋市教育委員会における「指導員」への不意転の違法性を明らかにする意見書を提出されている(甲第三九六号証)。

その趣旨は、同意見書に記載されているとおりである。

同意見書においては、まず、教員の身分保障について、憲法及び教育基本法から演繹さ

三 同種事案に関する判例について

1 本件と同内容のケースについては、原告らの知る範囲においては存在しない。それは本件のような異常な処分は他に例を見ないからである。

ただ、本件と比較的類似する事案についての判例は存在するようである。高知地方裁判所一九九三年(平成五年)三月二日判決(労働判例「六二八号」三頁、別添「判例自治」一一六号一四頁参照)がそれであるが、以下同判例と本件の関係について検討する。

2 右事案の内容は、県立高校の体育教諭である原告が、社会教育主事(県の教育委員会行政組織規則にいう職としての身分)に本人の同意なく異動させられたケースである。右事件における争点の一つが、当該転職処分が県教委の裁量権の逸脱、濫用と言えるか、という点であり、この点において本件と論点が近似する。

右事件の判決においては、結論的には県教委の裁量の範囲内との判断が示されたのであるが、その判断過程は本件においても十分参考になり得るものである。

3 右の判決において、裁判所は右の論点に

は、教育法規の上では根拠を欠くものと断言して差し支えないと言える。

そうした点を前提に、同意見書においては、「指導員」についての実態の検討がなされている。同意見書によれば、芦屋市以外に「指導員」なる名称の職員が教育委員会におかれていたケースはごくわずかに見られるが、そのわずかな他の例と比較しても、芦屋市におけるケースは極めて特異なものと指摘されている。同意見書において指摘されている問題点は、次の三点である。

まず第一に、芦屋市における規則等においても「指導員」の職務内容についての規定が全く存在しないという点である。公務員の身分について、命じられる身分の職務内容がいずれにおいても明確にされていない、という事実は、基本的で極めて重要な事実である。その身分に命じられる当該職員の当該身分が極めて不安定な状態に置かれる、というのみならず、その任免権者の恣意を許すことになるからである。しかも芦屋市においては、現場の教員を、事務職員として、社会教育分野の業務や、一般行政事務に従事させるものであり、教員の身分保障という観点からも、職務内容がいずれにおいても明確にされていない事務職員である身分を命じることが、それだけでも違法と言わざるを得ないであろう。

第二に、前記の原告らが「指導員」に命ぜられた結果、同人らがいずれの学校籍ももたない地位に置かれたという異常さである。この点においても他の市における例とは際立った相違点である、という指摘がなされている。明らかな「教員の身分尊重・適正待遇の原則」を逸脱するものというべきである。

第三に、本来原告らは高校教員という専門的教育職員であるにもかかわらず、自らの意思に反して「事務職員」としての身分を強いられたのであり、この点においても「教員の身分尊重・適正待遇の原則」に反すること明らか、との指摘がなされている。被告は、あたかも原告らが「指導員」を命じられた後も教育職給料表の適用を受けている旨主張して、「身分尊重」が図られているかの如き主張をしているが、こうした主張が全く説得力を持たないことは多くを論ずるまでもないことであらう。

右のように、土屋意見書においては、他の自治体における例を調査分析した上で、本件芦屋市における「指導員」への身分変更の異常性を指摘されたものであり、本件の処分の違法・不当性を判断する上で極めて貴重な専門的な意見である。

ついでの前提問題として次のように指摘している。

「教育公務員については、教育基本法六条

二項、一〇条二項等の規定により、その全体については一般的抽象的な形ではあるが他の一般公務員より強い身分保障が定められている。これは憲法二三条により大学以外の教育機関の教員にも一定の範囲において教授の自由が保障されており、子どもの教育は、教員と子どもとの間の直接の人格的接触を通じて子どもの個性に応じて弾力的に行われなければならないから、教員の自由な創意と工夫が要請され、そのためには、教員各自が自由な創意と工夫が行えるように教員の身分の安定を図る必要があることによるものと解される。

そうすると、任命権者である県教委の自由裁量権にも、右の教員の身分尊重の原則から自ずから合理的限界が存するものと解するのが相当である。そして、教員には、狭い意味での教授の自由の他に、自由な創意・工夫を行うために常に研修等自己研鑽を行う必要がある。結局教員には自己研鑽を含む教育が直接の人格的接触を通じて行われる必要があることから、右の教育の自由の侵害の有無は、教員各自ごとにその個人的事情を考慮して判断されねばならないが、その判断は、教員も地方公務員として公共の利益のために勤務しなければならぬのであるから、客観的見地か

らなされる必要がある。」

右の点は本件における判断の前提問題の理解としても同様に当てはまるものである。

4 右の前提問題が指摘された上で、右の事案において、配転にあたって当該本人の同意を必要とするか否かについて、以下のとおり判示されている。

「しかしながら、本件社会教育主事については、従来から概ね三年の任期で教員に復帰させる運用が採られており、原告が教員としての地位を喪失するのは一時的であって、しかもその期間はそれほど長期間であるとはいえない」「さらに、従来より教員からの転職発令により本件社会教育主事の人材を確保する制度がとられてきており、また、後記のとおり、本件社会教育主事の職務も教員の専門的知識、経験を活用しなければならない職務内容であることからすると、本件社会教育主事の職務は高知県立高校教員としての採用行為に予定された範囲外のものであるとまではいえない」とした上で、「そうすると、本件転職処分につき当該教員の同意を得ないことが直ちに違法になるということはできないものと解される。」

5 右事案における人事異動については、判決の認定するところによると、人事異動の原

6 以上の認定の上になつて、判決は、結論的には、社会教育主事としての在職期間が概ね三年間である、という事実を重要視し、「本件社会教育主事を経験することは、当該教員にとつて、教員としての教育活動を行う上でも非常に有益であると認められる。右のことは原告本人自身認めることである」とし、最終的に、「以上によれば、本件転職処分は、原告の現在の教育活動を継続したいという教育要求を制限するものではあるが、右制限による原告の教育の自由の制限は重大なものとは言えず、反面、本件転職処分は、社会教育に対する理解を深め、その視野を広める機会を与えるものであって、教員としての将来の教育活動にとって有益なものであり、教員の教育の自由の実質的内容の充実に資する性質であると認められる。」と結論付けたのである。

7 右の判決の結論はともかくとして、以上引用した右裁判所による認定内容は、本件においても十分に参考にさるべきである。

右認定において最も重要な点は、第一に、教員の身分保障の問題は、憲法上の教育の自由に根拠を置き、教育基本法において特に規定されている極めて重要な問題であり、他の一般公務員より強い身分保障が定められている、という点である。そして第二に、その教員の教育の自由を奪う人事異動については、極め

への打診や学校長の具申を求め、さらに対象者が意向打診の際転職を拒否するようなどは、承諾を得られるよう最大限の努力をもって説得するようにしていたこと、そして、県立学校教職員から、教育委員会事務局や社会教育主事に発令された教職員に対し、異動の通知後、高校教育課長から、個別にそれぞれの職場における心構えや職務に関連する事項について話をする会が開催されていたことが認められる。

そしてさらに、人事異動の発令の約二〇日前に、県教委の人事班長が当該校長に原告の社会教育主事に対する適格性について意見を求め、その校長に対し原告に意向を打診するように依頼し、当日に校長が当該原告に意向の打診をした、というのである。そしてその後、さらに右原告の所属する教職員組合との間でも話し合いの機会がもたれ、当該原告本人とも何度となく話し合いの機会がもたれたというのである。しかし、右原告の意向は一貫して学校現場への留任であったというのである。

以上の事実関係について、判決は次のように指摘している。

「前記の従前からの手続に照らせば、本件の場合には、原告の真意を十分に確かめ、その上で承諾を得るための説得をする必要がある

て慎重になされなければならない、当該本人の意見希望を十分に徴し、その人事異動内容、配転先の職務について十分な事前説明がなされるべきであるという点である。

四 本件指導員への身分変更の違法性について

1 右判決の趣旨からすると、本件人事異動はいかなる観点から見ても違法と断言せざるを得ず、被告の裁量権を大きく逸脱すること明らかな事案である。

即ち、本件においては、本人の意向打診等は全く行われていない。のみならず、逆に例年であれば行われている「人事異動希望調査」が敢えて例年通りに行われていない、という措置がとられている。

また、それぞれの配転先である職場における職務、あるいは身分、市芦高校との関係（学籍を失わないか否か）等の重要な事柄についての事前説明は全くなされず、各当事者は直前の新聞報道により大幅な人事異動のあるらしいことを知り、被告から各当事者に説明がなされたのは辞令交付のときという状況であったのである。

しかも「指導員」に関して言えば、芦屋市においては、職名に関する規則があるのみで、職務内容についての規定は全くない。またそれまでの実例においても、ほとんどの職員は

ケースであったと認められる。」「そうすると、本件転職手続は、事前に教員の意見希望を十分に徴し、あるいはこれを十分に徴すべき手続を経ることにおいて、遺漏があったものといわなければならない。また、青少年の家の職務内容の説明の機会についても、従前の例によれば、三月二六日の高校教育課長との面接の際右説明が行われるべきところ、同日の面接では発令の取消し等が争われ、右の説明は行われなかったものであるから、四月以降原告を本件社会教育主事として職務につかせるのであれば、その前に右説明の機会を設けるべきであったのに、前記認定のように何らの機会も設けられていない。そうすると、本件転職手続は、原告に対し社会教育主事の職務内容について説明をし心構えをさせることにおいて、不十分であったものといわなければならない。」

右のとおり、右の原告を現場の教員から社会教育主事に転職させるにあたっては、当該本人の意見希望を十分に徴する機会を設けること、転職先の職務内容について十分に理解させる機会を与えるべきとして、右事案においては、前記のとおり、右原告が何回となくもたれているが、それでも「手続に遺漏があった」「説明は不十分であった」と認定されているのである。

「指導員」なる身分の職員がいることも知らず、ましてや、学校教員が「指導員」として異動されたようなケースは見たことも聞いたこともなかったのである。

こうした本件における事情からすると、前記の判決による論からすれば、他の点を見るまでもなく、裁量権の逸脱・濫用であることは疑いのないところである。

2 具体的内容において、前記判例の事案と大きく異なるところは、前記辞令における「社会教育指導主事」としての転職期間が約三年とされていること、それまでも同様の人事異動がなされてきていること、そして、当該対象者が高校の体育の教諭であり、異動先の「青少年の家」は「青少年の研修・講習・野外活動等の用に供すべく設置された教育機関」であり、体育館が併設されている、等の事情の存在である。

ことに、異動の期間が約三年であり、またそれまでの運用においても三年の後に元の教員に復帰しているという運用実態があった、という点は極めて重要である。そうした事情があったからこそ、前述のように「本件転職処分は社会教育に対する理解を深めその視野を広める機会を与えるものであって、教員としての将来の教育活動にとって有益なもの」との認定が可能であったと言えるであろう。

案は、当該処分のなされた前年の一月中旬ころ、「各教職員から校長を通じて人事異動希望カードの提出及び同時に各県立学校長からそれぞれの所属する教職員の人事異動に関する所見を求め、一月中旬から翌年の一月中旬にかけて各県立学校を管理主事が訪問し、教職員の面接希望者に人事異動に関する面接、その後学校長との人事異動に関するヒアリングを経て作成された」というのである。

そしてこうして作成された原案に基づいて人事異動が決められていったようであるが、その後の当該対象者に関する「手続的保障」に関して、判決は次のように認定している。

「教員と本件社会教育主事の職務内容には相当大きな差異があるから、本件転職発令に際しては、原告の意見希望を十分に徴する機会を設け、また原告に本件社会教育主事の職務内容について十分理解させる機会を与える必要があると解される。」との当然の一般的な指摘をした上で、右事案については次のように事実認定をしている。

「本件社会教育主事への転職発令に際しては、従来から、職場環境の変化があるため事前にその心構えをしてもらうことや人事異動希望カードを記入する際は学校間の異動が念頭に置かれていて青少年の家は念頭に入っていないことが多いこと等から、人事異動原案作成の最終段階において学校長を通じて本人

への打診や学校長の具申を求め、さらに対象者が意向打診の際転職を拒否するようなどは、承諾を得られるよう最大限の努力をもって説得するようにしていたこと、そして、県立学校教職員から、教育委員会事務局や社会教育主事に発令された教職員に対し、異動の通知後、高校教育課長から、個別にそれぞれの職場における心構えや職務に関連する事項について話をする会が開催されていたことが認められる。

そしてさらに、人事異動の発令の約二〇日前に、県教委の人事班長が当該校長に原告の社会教育主事に対する適格性について意見を求め、その校長に対し原告に意向を打診するように依頼し、当日に校長が当該原告に意向の打診をした、というのである。そしてその後、さらに右原告の所属する教職員組合との間でも話し合いの機会がもたれ、当該原告本人とも何度となく話し合いの機会がもたれたというのである。しかし、右原告の意向は一貫して学校現場への留任であったというのである。

以上の事実関係について、判決は次のように指摘している。

「前記の従前からの手続に照らせば、本件の場合には、原告の真意を十分に確かめ、その上で承諾を得るための説得をする必要がある

ケースであったと認められる。」「そうすると、本件転職手続は、事前に教員の意見希望を十分に徴し、あるいはこれを十分に徴すべき手続を経ることにおいて、遺漏があったものといわなければならない。また、青少年の家の職務内容の説明の機会についても、従前の例によれば、三月二六日の高校教育課長との面接の際右説明が行われるべきところ、同日の面接では発令の取消し等が争われ、右の説明は行われなかったものであるから、四月以降原告を本件社会教育主事として職務につかせるのであれば、その前に右説明の機会を設けるべきであったのに、前記認定のように何らの機会も設けられていない。そうすると、本件転職手続は、原告に対し社会教育主事の職務内容について説明をし心構えをさせることにおいて、不十分であったものといわなければならない。」

右のとおり、右の原告を現場の教員から社会教育主事に転職させるにあたっては、当該本人の意見希望を十分に徴する機会を設けること、転職先の職務内容について十分に理解させる機会を与えるべきとして、右事案においては、前記のとおり、右原告が何回となくもたれているが、それでも「手続に遺漏があった」「説明は不十分であった」と認定されているのである。

これに比し、本件においては、異動期間の目処も明らかではないし、また元の教員に復帰することができずか否かさえ不明確なままなのである。そして現実に、一九八七年(昭和六十二年)度と一九八八年(昭和六十三年)度に異動がなされていながら、内一名(原告麻田)が異動から九年を経過した一九九六年(平成八年)度に市芦高校に復職したもの、他の原告らは一年という期間が経過しながら、未だに「指導員」の身分を強いられ、学校現場から遠ざけられたまま、という状態である。この点においては、本件と右判例の事案は基本的に事情が異なる。

3 そして、右判例の事案については、その判例評釈(別添「判例自治」一六頁)においては、次のような指摘がなされている。

「県教委の有する人事上の自由裁量の制約であるが……高校教員を職としての社会教育主事に転任させるには、その同意を要しないと判示しているが、一般的にこのように言えるかは問題である。判文をみると、教育基本法等による教員の身分保障が一般的、抽象的であることは理由の一つとして掲げられており、他に、運用として三年という短期間であるということも挙げられている。このことは、例えば、数学の教諭を本件での青少年の家(野外活動や体育館使用を主とする社会教育)

に転任させる場合を考えてみれば明らかであるが、本件の場合、高校の体育教諭と青少年の家に配置される職としての社会教育主事ということが前提になっているというべきであり、一般化はできないと考えられる。そしてこのことは、……「職としての社会教育主事は、教員としての採用に予定された範囲外とまで言えない」とする点も同様であり、高校の体育教諭と青少年の家の社会教育主事という重なりないし類似部分に着眼してはじめて理解できることであって、一般化できないと考えられる。したがって、これらの点については、まさに事例判決として理解するのが相当であり、本判決を前提とすれば、今後その射程距離が問題となる」

まさに右の指摘のとおりであり、本件については、右判決の最終的な結論はともかくとして、前記判決の引用部分の指摘及び右判例評釈のとおり、「指導員」に異動を命じた本件各処分が、被告の裁量権を明らかに逸脱し、その濫用と評価し得ることは明らかであるところである。

以上

土屋意見書を追認しただけの 市教委反論書

救援会事務局

教員から指導員への身分変更の違法・不当性を論じた神戸大学土屋教授による意見書に対して、芦屋市教委が反論書を提出しています。前半の教員身分尊重に関わる教育基本法等に触れた部分への反論は一切ありません。わずかに近隣都市における指導員の実態について反論を試みていますが、まったく的はずれなものです。むしろ、尼崎、伊丹市の指導員の実態と比較して芦屋市が極めて異常であることを自ら明らかにしたにすぎないものです(原告準備書面一四参照)。

また、前回公判後に被告が提出した準備書面についても、指導員職について「如何なる職を設けるのも自治体の自由」と言うに等しく、法規に準じた扱いをなす他市と比較しても被告主張は暴論というほかありません。

さらに、異職種への転職に関して「教育改革」「過員解消で分限免職となるべきところを回避した己むを得ぬ措置」と主張しています。が、条例改正時に三名の欠員を承知で大量に原告らを異動させた事実から、「己むを得ない措置」とは認められません。苦しい言い逃れで自らの裁量権の濫用を証するものです。

一九九八年(平成一〇年)四月二四日

準備書面(八)

平成七年(行ウ)第一一号

懲戒処分等取消請求事件

原告 川村央也外八名
被告 芦屋市教育委員会

弁護士 俵 正市
弁護士 寺内 則雄
弁護士 井川 一裕

神戸地方裁判所

第六民事部 御中

記

第一 原告川村央也、同深澤 忠に対する懲戒処分(以下、「本件懲戒処分」という)について

被告の本件懲戒処分の適法性については、既に詳述したとおりであるので、ここでは、再論はしない。

被告・弁護士

なお、原告らは、勤務時間の割り振りがなされていなかったとか、支部執行委員会への出席は労使慣行であったとか、右出席について労使間で協議中であったこと等を根拠に無断職場離脱といえず、また、仮に無断職場離脱であるとしても、本件処分は重きに失する主張する。

しかしながら、芦屋市公平委員会が正当にも判定するように、本件職場離脱は、違法行為であることは明白であり、原告らの校長に対する度重なる反抗的態度等は、顕著な事実であり、減給は、処分の程度としてむしろ、軽きに失するものであることを指摘しておきたい。

第二 原告鈴木紀之、同森村啓一、同滝山昌彦、同小川文夫、同麻田利子、同石橋幹夫、同吉岡治子、同深澤 忠に対する各転任処分(以下、「本件転任処分」という)について

二 原告らに対する本件転任処分は、降格処分ないし不利益処分か否か。

1 本件転任処分は、教諭として芦屋市立芦屋高等学校(以下「市芦高」という。)に勤務していた原告らに対し、指導員として勤務を命ずるものであるが、原告は、教員は、その身分保障について、特別の規定がおかれていることから、職種の変更は許されないこと、係長等への昇任、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の支給、自宅研修等の点等々を挙げ、同処分が降格処分ないし不利益処分であると主張する。

2 しかし、公務員の採用は、いわゆる行政

行為に基づくものであり、本人の同意は、採用に当って、公務員関係という包括的な支配関係に入ることの同意であって、契約観念でとらえられるものでない。採用によって、公務員関係に入った職員は、任命権者の転任権に服し、異種職への転任も拒むことはできないのである。もっとも、一般の職員に比べ特別な身分取扱がなされている職員の転任の場合、通常の転任以上に、その合理性や必要性が要請されることは有り得ても、異種の職への転任が即違法となったり、本人の同意が絶対的に必要ということにはならない(乙一〇七)。本件転任は、かかる意味で、そもそも異種の職への配置変え(原告らは、本件転任処分について、その形式について種々非難するが、地方公務員法以下、「地公法」という)の転任であることは疑問の余地はなく、発令形式にこだわることは妥当でない」と言えるか疑問であるし(指導員は指導主事に準じたものであり、教育に全く無関係な職種への変更とは言えず、行政職への変更でもない)、市芦高は芦屋市において唯一の高等学校で、原告らは、他の公立学校への異動ができないことに加え、行政改革の一環としての背景・事情等を考慮すれば、その合理性・必要性が認められることは、既に、累説したとおりである。

なお、右の点を敷衍して言えば、教育公務員特例法(以下、「特教法」という)は、国家

な研修の機会を得ることができなくなったとしても、殊更、不利益を受けているとはいえないことは明らかである。

6 原告らに対しては、本件転任処分後も従前と同様に教育職給料表を適用しており、級及び号給も全く変更がない。本件転任処分は、いわゆる水平異動である(乙A五〇・二〇～二二頁)。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「地教行法」という)一九条四項において学校に勤務する教員(特教法二条二項)を指導主事に充てることができる旨規定されているが、学校現場からの転任に当たっては、必ず指導主事に任じなければならないわけではなく、しかも指導主事と指導員の職務は基本的に同じものであり、前者は学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事し、後者は学校教育のみならず社会教育に関する事務にも従事するものであって(後者の職務内容を明記した条例等は存しないが、被告においてはその職務内容をこのように位置付けている)、両者間に職務上の上位・下位等の関係があるわけでもない(乙A三五・三六～三七頁)。

7 以上により、本件転任処分が降格処分ないし不利益処分ではないことは明白である。

公務員法(以下、「国公法」という)及び地公法に対する特例法として位置付けられ、教育公務員の身分取扱に関して、特教法に規定がない場合、一般法たる国公法又は地公法が適用されるのであるが、原告らが提出する甲三九六の意見書は、かかる観点を無視し、特教法の趣旨を、殊更に、拡張解釈し、本件転任処分を批難するものであって、妥当でない。また、右意見書は、指導員について、芦屋市と他市の例を比較検討の基に論議されているのであるが、事実誤認も散見され、引用する規則も正確でなく、「職名」「事務職」等も、単に呼称が芦屋市と同一であることを前提にしており、本件転任処分の違法性を裏付けるものとして、到底、正当に評価し得るものではないことを指摘しておきたい。

3 次に、芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則(甲一一六)によれば、指導主事を係長等に充てることができるのに対し、指導員はその職名のままでは係長等に充てることができないこととなっている。

しかし、指導員も指導主事に転任させた上、係長等に充てることができる(乙A五〇・五〇六頁)、他方、指導主事も当然に係長等に補されるわけではないのであるから、右規則上の規定をもって、本件転任処分が、降格処分ないし不利益処分の根拠となる訳でないこと

三 本件転任処分について、原告らの同意を必要とするか。

原告らは、本件転任処分は教諭を指導員に任ずるといふ職種変更を伴うものであるから、教員の退職と指導員の任用が行われるべきであって、原告らの同意がない限り実施できないものであると主張する。

しかし、原告らは地方公務員として地公法の適用を受けるところ、原告らは公立学校教員として任用されたものであるが、前記のとおり、本件転任処分は、原告らの教員身分を保持させたまま職名及び勤務場所を変えるものにすぎず、身分を変動させたり不利益を与えたりするものでないこと、及び、本件転任処分による原告らの異動先での勤務は、後記のとおり、いずれも教員としての経験を活かすことができるものであることから、本件転任処分は原告らの任用の予定外のものであるが、地公法一七条一項の「転任」に該当するものであり、同条項の規定内容及び特教法五条の規定内容に照らしても、原告らの同意を必要とされるものではない(乙一〇七)。

このことは、本件転任処分によって、学校教育と社会教育等の連携を図り、両者間での人事交流を円滑・活発にしていこう要請にも応えうることであり、実質的にも妥当であることは疑問の余地はない。

とは明らかである。

4 また、本件転任処分後、原告らに対して、教職調整額及び義務教育等教員特別手当が支給されていない点についても、同手当等は学校現場に勤務する教員に対して支給されるものであり(乙一八)、転任による職務内容及び勤務場所の変更に伴い不支給となったからと言って、本件転任処分が降格処分ないし不利益処分となる訳でない。このことは、原告らに対しては、本件転任処分後、学校現場に勤務する教員には支給されない時間外勤務手当及び休日勤務手当が支給されていること(乙三七の一、二五～二六頁)からも明らかである。

5 さらに、本件転任処分後、原告らが、春夏、冬の各休業期間にいわゆる自宅研修や諸研究会への参加することが困難になった点についても、右各休業期間における勤務場所を離れての研修等は、特教法二〇条二項に基づき校長の承認を得て行なわれていたものであり、学校教育に直接たずさわる教員の職務の性質上自主的な研修の機会として認められていたものであるところ、職務内容等が異なれば、その研修の要否・内容も異なってくるのであるから、本件転任処分によって、原告らの職務が学校教育に直接たずさわらないものとなった以上、従前と単純に比較して同様

四 本件転任処分について、裁量権の逸脱・濫用があるか。

1 原告らは、本件転任処分は必要性も合理的理由もなく行われたものであるとして、裁量権の逸脱・濫用があると主張する。

しかし、次に述べるとおり、本件転任処分については必要性及び合理性があり、原告らの主張には理由がない。

2 本件転任処分の背景について

(一) 市芦高においては、昭和四〇年代後半ころより、教員が校長や教頭の意思を無視して勝手に学校運営を行うという状況となり、昭和五〇年代後半には、教員の勤務状況も乱れ(朝は担当授業に間に合うような時刻にしか出勤せず、午後は担当授業が終了すれば帰宅する、勤務時間中に無届で組合活動へ出かけるなど。乙A一〇の一・九頁、乙A二二号証・一六頁以下)、生徒の問題行動が増加するなどの憂慮される事態となった。

(二) そこで、芦屋市全体の行政改革が進められていた中で、昭和五九ころから市芦高において教育の正常化を行うこととなり、校長権限の回復、同校の教員の勤務の正常化、人事管理の適正化、教育内容の改善・充実、生

行為に基づくものであり、本人の同意は、採用に当って、公務員関係という包括的な支配関係に入ることの同意であって、契約観念でとらえられるものでない。採用によって、公務員関係に入った職員は、任命権者の転任権に服し、異種職への転任も拒むことはできないのである。もっとも、一般の職員に比べ特別な身分取扱がなされている職員の転任の場合、通常の転任以上に、その合理性や必要性が要請されることは有り得ても、異種の職への転任が即違法となったり、本人の同意が絶対的に必要ということにはならない(乙一〇七)。本件転任は、かかる意味で、そもそも異種の職への配置変え(原告らは、本件転任処分について、その形式について種々非難するが、地方公務員法以下、「地公法」という)の転任であることは疑問の余地はなく、発令形式にこだわることは妥当でない」と言えるか疑問であるし(指導員は指導主事に準じたものであり、教育に全く無関係な職種への変更とは言えず、行政職への変更でもない)、市芦高は芦屋市において唯一の高等学校で、原告らは、他の公立学校への異動ができないことに加え、行政改革の一環としての背景・事情等を考慮すれば、その合理性・必要性が認められることは、既に、累説したとおりである。

なお、右の点を敷衍して言えば、教育公務員特例法(以下、「特教法」という)は、国家

公務員法(以下、「国公法」という)及び地公法に対する特例法として位置付けられ、教育公務員の身分取扱に関して、特教法に規定がない場合、一般法たる国公法又は地公法が適用されるのであるが、原告らが提出する甲三九六の意見書は、かかる観点を無視し、特教法の趣旨を、殊更に、拡張解釈し、本件転任処分を批難するものであって、妥当でない。また、右意見書は、指導員について、芦屋市と他市の例を比較検討の基に論議されているのであるが、事実誤認も散見され、引用する規則も正確でなく、「職名」「事務職」等も、単に呼称が芦屋市と同一であることを前提にしており、本件転任処分の違法性を裏付けるものとして、到底、正当に評価し得るものではないことを指摘しておきたい。

3 次に、芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則(甲一一六)によれば、指導主事を係長等に充てることができるのに対し、指導員はその職名のままでは係長等に充てることができないこととなっている。

しかし、指導員も指導主事に転任させた上、係長等に充てることができる(乙A五〇・五〇六頁)、他方、指導主事も当然に係長等に補されるわけではないのであるから、右規則上の規定をもって、本件転任処分が、降格処分ないし不利益処分の根拠となる訳でないこと

とは明らかである。

4 また、本件転任処分後、原告らに対して、教職調整額及び義務教育等教員特別手当が支給されていない点についても、同手当等は学校現場に勤務する教員に対して支給されるものであり(乙一八)、転任による職務内容及び勤務場所の変更に伴い不支給となったからと言って、本件転任処分が降格処分ないし不利益処分となる訳でない。このことは、原告らに対しては、本件転任処分後、学校現場に勤務する教員には支給されない時間外勤務手当及び休日勤務手当が支給されていること(乙三七の一、二五～二六頁)からも明らかである。

5 さらに、本件転任処分後、原告らが、春夏、冬の各休業期間にいわゆる自宅研修や諸研究会への参加することが困難になった点についても、右各休業期間における勤務場所を離れての研修等は、特教法二〇条二項に基づき校長の承認を得て行なわれていたものであり、学校教育に直接たずさわる教員の職務の性質上自主的な研修の機会として認められていたものであるところ、職務内容等が異なれば、その研修の要否・内容も異なってくるのであるから、本件転任処分によって、原告らの職務が学校教育に直接たずさわらないものとなった以上、従前と単純に比較して同様

徒指導の徹底などが図られることとなった。

右人事管理の適正化とは、教職員定数を適正なものにすること、及び市芦高と他の教育機関等との人事交流を促進することを内容とする。すなわち、具体的には市芦高の教員数は県立高校に比較して多く(乙A三三・一三頁)、また同校の教職員定数は、指導主事等に任じられ学校を勤務場所としていないような者まで含まれていて実情に合わないものとなっていたため、同校の教職員定数をいわずに高校定数標準法に準拠して適正なものにして(乙A二四・四三頁)、また、芦屋市において市立高校は市芦高一校であり、県立高校との人事交流(県市交流、一・一交流)を行うにも兵庫県の教員採用試験に合格していることが前提となるなど制約があったため、教員の人事が停滞しがちだったので、他の教育機関等との人事交流を促進するというものであった(乙二七の一・七三頁)。

(三) そして、教員の勤務を正常化するため、昭和六一年九月、それまで校長室に置かれていた教頭の机を職員室へ移動させたり、教員に対する懲戒処分等が行われたりしたほか、人事管理の適正化の一環として、過員教員の適正配置、過員解消のための定数条例改正(乙A二四・二〇(二頁))に伴う転任、市芦高と他の教育機関等との人事交流を進めるため

の異動等が、本件転任処分の背景なのである。

3 本件転任処分における必要性と合理性について

この点についても、既に、詳細に、明らかにしているので再説は避けるが、本件転任処分後の状況を、更なる合理性、必要性の裏付の事情として、明らかにしておきたい。

(一) 原告鈴木は本件転任処分後、昭和六三年一〇月一日、芦屋市立青少年愛護センターへ転任となり主査に昇任し、同センターでは、同原告は現在非行少年や不登校生徒に関する指導・相談業務、青少年をとりまく環境に関する調査業務、カラオケ店その他遊興店に対する訪問指導など教育に深く関係する業務に従事し(乙二〇八)、一定の教育的成果をあげている。

(二) 原告森村は、本件転任処分後、平成四年四月一日、被告市教委事務局社会教育・文化課(平成七年四月からは文化財課へ組織変更)(芦屋市文化振興財団に兼ねて派遣)を経て、平成七年一〇月一日に芦屋市民センター(平成八年四月からは公民館へ組織変更)(右文化振興財団への派遣解除)へ転任となり、同市民センター(公民館)では、教育事業係として、各種市民講座や講演会の企画・運営、公

民館・図書室の管理・運営、青い鳥学級・くすのき学級・社会学級(いずれも視力・聴力障害者を中心とする障害者のための交流講座)の運営、生涯学習等に関する相談業務などの業務に従事し(乙二〇九)、これまでの教員経験を遺憾なく発揮している。

(三) 原告滝山も、本件転任処分後、平成二年一〇月一日に芦屋市文化振興財団へ兼ねて派遣され、更に平成六年四月一日には、芦屋市立図書館へ転任となり(右文化振興財団への派遣解除)、同図書館において、生徒及び市民向けの各種講座や研究会の企画・運営、図書及び資料の選択・購入・管理等の専ら教育的業務に従事しているものである(乙二一〇)。

(四) 原告小川については、本件転任処分後、平成四年四月一日、芦屋市市民センター(平成八年四月からは公民館へ組織変更)へ転任となり、原告森村同様、教育事業係として、各種市民講座や講演会の企画・運営、生涯学習等に関する相談業務、青い鳥学級・くすのき学級・社会学級の運営などの業務に従事している(乙二〇九)。

(五) 次に、原告麻田は、本件転任処分後、昭和六三年四月一日芦屋市立体育館・青少年センターへ転任となり、体育係の業務に従事し

ていたが、平成八年四月一日、本件転任処分による成果を発揮することを期待されつつ、芦屋市立芦屋高校の体育科教諭へ転任となっている。

(六) 原告石橋については、本件転任処分後、平成四年四月一日芦屋市立図書館へ転任となり(市長の事務局への出向を解除)、同図書館において、視聴覚教育のためのライブラリーの講習・指導・相談等の業務の中心人物として活躍しており、また、図書館の事務報告等の文書作成や図書館の管理等の業務にも従事し(乙二一〇)、これまでの教員として培われた経験、知識を通じて一定の成果をあげている。

(七) 原告吉岡は、本件転任処分後、平成四年四月一日、被告市教委事務局社会教育・文化課へ転任(市長の事務局への出向を解除)を経て、芦屋市立美術館勤務となり(同時に芦屋市文化振興財団へ兼ねて派遣)、現在、同美術館の館蔵品の解説、展覧会・行事その他の報告、美術関係の企画などが掲載された広報「なりひら」の編集・発行等の業務を中心として、同人の美術教員としての実績、経験、知識に深くかわりのある業務に従事している(乙二一一)。

(八) 原告深澤も、本件転任処分後、芦屋市立打出教育文化センター(教育研究所が平成二年一二月に発展的に組織変更されたもの)に勤務し、同センターで、これまでの教員経験を踏まえて、各科目の授業・教育のための図書・教材の収集・研究、及びその研究結果等をまとめた「教材だより」の編集・発行、更には、兵庫県下の教育研修所連盟に関する業務等に従事し、同センターの業務運営上重要な職責を担い、一定の成果をあげている(乙二一一)。

以上、本件転任処分後も、原告らは、これまでの教員経験と本件転任処分後の実績、適性、能力、異動先での業務の必要性等総合考慮された結果、いずれも、教職と密接に関係するセクションに配置され、遺憾なく一定の成果をあげているのである。

ところで、市芦高においては既に主張しているとおり、昭和六二年四月一日に、芦屋市職員定数条例が改正・施行された結果、一クラスの生徒数を三五名として、教員配置がなされ運用されていたが、近年の全国的な少子化の影響もあり、市芦高の入学生徒数の減少傾向が続くなか、平成四年一二月に芦屋市学校教育審議会から「近い将来においては一学年二学級八〇名にすることが望ましい。」との

答申が出され、また兵庫県教育委員会からも市芦高の入学生徒定員について減員の指導もあり、現時の生徒数の減少に対応して、平成九年度より、市芦高の入学定員が二二〇名から八〇名となり、一学年のクラス数が減少したため、同校の教員定数は平成一〇年四月一日から、三〇名とする条例改正がなされている一方で、県市交流(市芦高と県立高校との間で同数の教員の人事交流をする、いわゆる一対一交流)も、現在まで積極的に進められ、本件転任処分の契機となった行政改革も、その後において地方分権や震災復興のための財政確立といった、新たな大きな課題を抱え、依然推進中のところであり着実にその成果をあげている。

このように、本件転任処分後も、行政改革大綱の趣旨に則り、適材・適所を旨として、人事異動がなされていることに徴すれば、原告らが、たまたま、教員へ異動されていない一事をもって、本件転任処分の是非を論ずることとは妥当でないことを、蛇足ながら、敢えて、指摘しておく。

以上

1 被告は、右反論書において、原告らの甲第三九六号証(土屋教授意見書)に対し、いくつかの反論を試みている。しかし、以下述べるとおり、そのいずれを見ても外的論と断ぜざるを得ず、有効な反論とはなり得てい

二 乙第二一三号証について

とされるケースであろう。
被告は、右書証により唯一、「転任にあたって本人の同意は必要とされていない」という結論を正当化しようとするのであるが、その点に關しても右書証においては次のように指摘されている。「学校の教員を教育委員会事務局の職員や各種教育機関の職員に異動させることはよく行われているが、この場合には本人の同意を得て行っているのが実状である。」(同二二頁)即ち、現実には、本件の如き人事異動をなす場合には、まず当該本人の同意を得た上で行われているのが現実であり、少なくとも、当該本人の同意を得るべく処分の前に十分なヒアリングや人選にあたっての検討が十分になされているのが実状である。本件においては、こうした機会は皆無であったのであり、その処分の異常さを示している。本件処分の裁量権の逸脱・濫用という問題点を検討する上で、右乙号証は、原告らの主張を補強するものといえることができる。

ない。以下、被告の内容的な反論に關して念のため触れることとする。

2 右乙号証の⑨、⑩に關連する点(5頁)であるが、被告は、堺市における「指導員」に關し反論を試みている。被告の主張の趣旨は、「堺市教育委員会事務局分掌規則」(乙二一五)にいう「指導員」と、「堺市立学校教育指導員設置規則」(乙二一四)による「学校教育指導員」とは異なるものであり、土屋意見書においてはそれが混同されている、という趣旨の指摘と思われる。しかしながら、右の被告の指摘の根拠は示されないままである。仮に、右の被告の指摘がそのとおりであるとしても、いづれにしても、堺市教育委員会における規則において、「指導員」に關しその職務内容について規定をされているのは「学校教育指導員」についてのみ(乙二一四)であって、本件芦屋市における「指導員」と比較検討する上で、右「学校教育指導員」を対象とすることは至極尤もなことである。もし被告が、本件と比較対照すべき「指導員」なるものが堺市に存在するといふのであれば、具体的にそれを示すべきであろう。原告らにおいて確認したところにおいて、堺市においては、現実にはそうした「指導員」は存在しないということであった。

3 次に被告の反論書(乙二一三)の③において加古川市における事例が指摘されている(7頁)。その反論の趣旨は、兵庫県下の都市の検討において、土屋意見書においては加古川市が抜けており「調査が不十分である」という内容である。右の指摘は、被告において土屋意見書を十分に吟味していないことを端的に示している。土屋意見書(甲三九六)においては、「兵庫県下各市の教育委員会規則で『指導員』の規定を設けているのは」と明確に指摘されている(9頁)。然るに加古川市においては、「指導員」は教育委員会規則においては定められていない。被告の掲げる規則(乙二一

準備書面(一四)

原告・弁護団

平成七年(行ウ)第一一号
懲戒処分等取消請求事件

原告 鈴木紀之他
被告 芦屋市教育委員会

右原告ら代理人 弁護士 村田 喬
弁護士 在 間 秀 和

神戸地方裁判所

第六民事部 御 中

記

一 乙第二一〇七号証について

被告は、本件審理における最終段階に至って、乙第二一〇七号証を提出した。同書証は、高知県立幡多農業高校教諭転任事件と観音寺市立高室幼稚園長転任事件についての判決に關する、文部省教育助成局地方課専門職員であ

る松川誠司の判例紹介に当たったコメントである。同資料は処分者側の立場からの評釈であることから、その観点から見ると、その内容は、被告の引用の意図にも関わらず、その内容が、逆に原告らの主張を根拠付けるものとなっている。
即ち、被告は、「異種の職への転任が即違法となったり、本人の同意が絶対的に必要ということにはならない。」との主張の根拠として右資料を引用しようである。しかしながら、同書証には次のような指摘が記載されている。「転任が任命権者の自由裁量だといっても、それが裁量権の範囲を逸脱又は濫用するものである場合には、当該処分は違法なものとなる。以上は、判例においても確立したものであると考えられるところであり、このことは国公立学校の教員など教育公務員についても原則として妥当するものである。」(乙二〇七、二頁)「任命権者の裁量権の逸脱・濫用がある場合には転任処分が違法となるものであるところ、採用に当たって特別な資格を必要とす

る職員や一般の職員と比べて特別な身分取り扱いがなされている職員を他の職種の職に転任させる場合には、通常の転任の場合以上に、その合理性や必要性が求められているといえよう。」(同九頁)「今回の二つの事例のように職種がかなり異なる転任の場合には、それを行うことにつき相当の合理性や必要性が求められる」ということは理解できる。」(同二二頁)等々の指摘については、敢えて被告は無視をしている。
右事例の内、高知県立幡多農業高校事件については、原告らは、既に準備書面(一三)において詳細に触れたところであるが、例えば、右事例においては、三年で学校現場に復帰する取り扱いであること等において、本件とは決定的に異なる事情がある。また、観音寺市立高室幼稚園事件については、判決において、「保護者との対立を生んだ園長の特性からして、今後の保護者との対立を解消するために転任の必要があった」とされ裁量権の濫用・逸脱はないとの結論に至っている事案であり、その事案の内容において、本件とは大きく事情が異なる事案である。こうした事案との比較においても、本件については、右の乙第二一〇七号証の執筆者である松川専門職員の論を前提にしても、おそらく転任を行うことについての相当の合理性や必要性が認められない事案、即ち典型的な裁量権の逸脱・濫用の事案

一 二条は、「加古川市職員の職名に関する規則」である。しかも、同規則においては、職名が「一般職・専門職・技能労務職・その他の職員」と四種に大別され、「指導員」はその内の専門職の中の「その他の職員」とされており、専門職としての「教育職員」とは明確に区別されている。しかも、原告らにおいては確認したところによれば、同市においては「指導員」には教育職給料表は適用されていない。土屋意見書が「調査不十分」とは的外れも甚だしい。正に被告の主張の杜撰さを示すものと言うことができる。

4 次に、被告が右反論書(乙二一三)の中で伊丹市について指摘する点(9、11頁)について述べる。

まず、被告は、伊丹市における「解放児童館における指導員」が「事務吏員」か「教諭」かについては規定されていない、旨主張する。しかしながら、伊丹市給与条例においては、右指導員には行政職給料表が適用されており、明確に「事務吏員」に該当する職員である。

次に、被告は、「各地方自治体は様々な行政目的達成の上で必要な職と職名をそれぞれの判断で置いているのであり、その職務内容を明示しなければ設置できないというものではない。」旨述べている(乙二一三、11頁)。この点においても、土屋意見書の趣旨を全く理解

していないものと言わざるを得ない。土屋意見書(甲三九六、11頁)においては次の指摘がなされている。「教育委員会事務局には、前述した指導主事及び社会教育主事という専門的教育職員が配置されるし、前述の『充て指導主事』の場合は教諭の地位を保有しての発令であり、それらの職務内容は法律で明確に定められている。従って、仮に教育委員会事務局に『指導員』をおくとしても、その職務は指導主事及び社会教育主事の職務とは区別された内容、またはこれに準ずる職務内容が明示される必要がある。」かかる趣旨から、土屋教授は、各自自治体において「指導員」の職務内容が如何に定められているかを検討されているのである。これに対する右の被告の主張内容は、教育委員会は、如何なる職を設けようともそれは全くのフリーハンドであり、教育関係法規等全く考慮する必要はない、というに等しいものであり、到底採り得ない論である。

5 被告は、土屋意見書に対し、些末な記載における誤記を含めて様々指摘するが、以上のとおり、敢えて右意見書の趣旨を無視し、あるいは曲解し、その上で無用な論を展開しているものであり、全く批判の体をなしていない。被告が真に土屋意見書を批判するのであれば、本件と同様の「指導員」の事例が他にも存在し、しかもそれが問題なく運用されて

いる、というような具体例をあげることである。しかし、被告がせいぜいなし得たことは、詰まるところ、土屋意見書で指摘されている教育委員会における「指導員」の事例が若干の自治体において散見されること程度であり、これはいわば土屋意見書の内容を追認したに等しいものである。

以上のとおり、被告の主張はいずれを見ても評価に値するものは全く存しない。

以上

後記

通信の発行が大変遅れてしまい、会員・支援の皆様方にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

一九八六年秋の弾圧から一二年半が経過。公判もいよいよ大詰めを迎えました。この間、原告各々にとって、子どもの成長の早さに傍らでたずみ、年老いて病んでいく親と直面、そして別れ…と、自からの足許の不透明さに様々なとまどいをみせながらも、等身大の闘いへと決めこんできました。

判決が今秋にも予想される中、現場復帰を目指して最後までご支援をいただきますようお願い申し上げます。